複式炉を有する住居に住まう
－床面痕跡から見る空間利用試論－

三浦　武司

1　はじめに

本文では、縄文時代中期末葉に福島県内において、普遍的に存在する複式炉をもつ竪穴住居跡を用いて考察を行う。複式炉をもつ竪穴住居跡内の床面上に認められる様々な痕跡や遺物の出土状況から、住居平面の空間利用について考査したい。基礎資料として、福島県双葉郡楢葉町に位置する馬場前遺跡 (註1) 検出の竪穴住居跡を事例として用いる。

平成 12 年に馬場前遺跡の発掘調査に従事する機会を得た。その中で、多くの竪穴住居跡の調査を経験し、住居床面の状況や床面からの出土遺物について、諸先輩方と検討することがあった。それから大きく時間を経てしまったが、調査時または調査以後に考えたことを述べていきたい。

馬場前遺跡は、福島県の浜通り地方の双葉郡楢葉町に所在する。常磐自動車道建設に先立ち、福島県が財団法人福島県文化センター（現、財団法人福島県文化振興財団）に委託し、３ヶ年にわたり調査された遺跡である。阿武隈高地から太平洋へと向かって東流する木戸川の南岸の丘陵上に立地している。縄文時代・平安時代の集落跡、近世の建物跡群が認められた複合遺跡である。検出された縄文時代の住居跡は 115 軒を数える。その内、中期に属す住居跡は、表１に示す通り 110 軒である。これらの住居跡は出土した遺物より、大木８ｂ式期から大木 10 式期までの時期に比定されている。複式炉をもつ住居跡は 89 軒を数える。馬場前遺跡の縄文集落は、複式炉の時期に発展し、複式炉の衰退とともに消滅している。

2　研究略史

これまで縄文時代の竪穴住居跡は数多く調査がされてきた。竪穴住居跡の復元的視点については、戦後間もない 1947 年の静岡県登呂遺跡 (註2) の発掘調査を嚆矢とする。その後、全国的に発掘調査が増加することで、竪穴住居跡の発掘調査技術が進歩し細部に至るまで研究が進められることとなる。

福島県内においては、昭和33年に後藤守一の指導により復元された福島市飯野町白山遺跡 (註3) や、目黒吉明の伊達郡国見町岩淵遺跡の上屋復元案 (註4) がある。近年、博物館施設や遺跡公園における竪穴住居跡の復元作業を行う必要性から、多角度的な竪穴住居跡の復元的な研究が進められている。二本松市塩沢上原遺跡 (註5) 12 号住居跡を復元した福島県立博物館常設展示復元竪穴住居や、福島県文化財センター白河館まほろんの屋外展示にも磐梯町法正尻 66 号竪穴住居跡 (註6) が復元展示されている。まほろんの屋外展示「縄文時代の家」の復元案の詳細については『まほろん年報 2001』 (註7) に記載されている。これまでカヤ葺きを想定していた竪穴住居の屋根材が、岩手県御所野遺跡 (註8) ・福島市宮畑遺跡 (註9) で土屋根構造をもつ竪穴住居跡が調査され、土屋根構造の竪穴住居跡として復元案が示されている。馬場前遺跡にお

いても火災住居跡と報告された 86・156 号住居跡では、土屋根の可能性に言及している。

複式炉という特異な炉の形態と柱穴配置を基にして、森幸彦や坂田由紀子らによる住居平面の企画案に対する研究が認められる。森は法正尻遺跡検出の住居跡から、竪穴の掘り込みプランとする想定円を仮定して論じている。また、複式炉の側柱穴は燃焼施設上に梁を通すための構造であると考えている(註 10)。坂田は、馬場前遺跡資料を基にして、住居構築時の掘削や構築の規則についての復元を試みている(註 11)。

表１　馬場前遺跡の複式炉を持つ住居跡一覧

遺構No.	硬化状況	複式炉以外の施設	時期	報告書No.	備考	遺構No.	硬化状況	複式炉以外の施設	時期	報告書No.	備考
1			大木10式古段階	常磐道25		77		埋設土器	大木10式期	常磐道29	
2			大木10式古段階	常磐道25		78			大木10式期	常磐道29	
5a			縄文時代中期末葉	常磐道25・34		79			縄文時代中期後半	常磐道34	
5b			縄文時代中期末葉	常磐道34		81		焼土集積層、埋設土器	縄文時代中期末葉	常磐道34	
6	○		大木9式期	常磐道25		83			大木10式期	常磐道34	
9			大木9式期	常磐道25		86	○	祭壇状遺構	縄文時代中期末葉	常磐道34	火災住居
10			大木10式期	常磐道25		90			大木10式期	常磐道34	
11			大木10式期	常磐道25		91	○		大木10式期	常磐道34	
12	○		大木9式期	常磐道25・34		92			縄文時代中期後葉	常磐道34	
13	○	焼土塊集中範囲	大木10式古段階	常磐道25・34		93	○		大木10式期	常磐道34	
14		貼床	縄文時代中期末葉	常磐道25・34		94a			大木10式期	常磐道34	
15			大木10式期	常磐道25		94b			大木10式期	常磐道34	
16			大木10式期	常磐道25		95		地床炉×２	大木10式期	常磐道29	
17	○		大木10式古段階	常磐道25・34	火災住居	96a		壇状施設	大木9ないし10式期	常磐道29	
18			大木10式新段階	常磐道25		97			大木10式期	常磐道29	
19			大木10式新段階	常磐道25		98			大木10式期	常磐道29	
20	○	「コ」状の溝（間仕切り痕）、出入り口施設	大木8a式期	常磐道25		104	○		縄文時代後期初頭から前葉	常磐道34	
24			大木10式期	常磐道25		106	○	地床炉×２	縄文時代中期後葉から末葉	常磐道34	
25			大木10式期	常磐道25		107			縄文時代中期末葉	常磐道34	
26	○	地床炉	大木10式期	常磐道25		109		棚上の高まり	大木10式古段階	常磐道34	
27				常磐道25		110			縄文時代中期末葉	常磐道34	
30			大木10式期	常磐道25		111	○	床面埋設土器	大木10式古段階	常磐道34	
31			大木9式期	常磐道29		112	○		縄文時代中期後葉から末葉	常磐道34	
32			大木9式期	常磐道29		113	○		大木10式古段階	常磐道34	
33			大木9式期	常磐道29		114	○		大木8b～9式期	常磐道34	
34a			縄文時代中期末葉から後期初頭	常磐道29		115a	○	貼床、地床炉、階段状遺構	大木10式期	常磐道34	
34b		周壁際以外の床前面に暗褐色土塊	縄文時代中期末葉	常磐道29		115b			大木10式期	常磐道34	
35			大木10式期	常磐道29		116	○	地床炉	大木10式古段階	常磐道34	
36			大木9式期	常磐道29		117	○		大木9～10式古段階	常磐道34	
37	○		縄文時代中期末葉	常磐道29		118	○	地床炉	大木10式古段階～中段階	常磐道34	
38			縄文時代中期後半から中期末葉	常磐道29		119	○	貼床、地床炉	大木10式古段階	常磐道34	
39			縄文時代中期末葉	常磐道29		120	○		大木10式古段階	常磐道34	
40	○	地床炉	縄文時代中期末葉	常磐道29		121				常磐道34	
41			縄文時代中期末葉	常磐道29		123			縄文時代中期後葉から末葉	常磐道34	
42			大木10式期	常磐道29		124	○	地床炉	大木10式古段階	常磐道34	
43		地床炉	大木10式期	常磐道29		131			縄文時代中期後葉から末葉	常磐道29	
44		埋設土器	大木10式期	常磐道29		132			大木10式期	常磐道34	
45			大木10式期	常磐道29		133	○		大木10式期	常磐道34	
46			大木10式期	常磐道29		136		地床炉	大木10式期	常磐道34	
49			大木10式期	常磐道29		137		立石	縄文時代中期末葉	常磐道34	
50			大木10式期	常磐道29		138a			縄文時代中期中葉	常磐道34	
51			大木9式期	常磐道29		138b			縄文時代中期中葉	常磐道34	
52	○	地床炉×２	大木9～10式期	常磐道34		141			縄文時代中期後葉から末葉	常磐道29	
53	○	地床炉	大木10式期	常磐道34		142	○	地床炉	大木10式古段階	常磐道34	
55			縄文時代中期後葉から末葉	常磐道29		145	○		大木10式中段階	常磐道34	
56b		埋設土器	大木10式期	常磐道29		150			大木8b～9式期b～9式期	常磐道34	
59			大木9～10式期	常磐道29		151			大木10式古段階	常磐道34	
60			大木9・10式期	常磐道29		152			大木10式段階	常磐道34	
64			大木10式期	常磐道29		154	○		縄文時代中期後半	常磐道34	
65			大木10式期	常磐道29		155			縄文時代中期末葉	常磐道34	
69			大木10式古段階	常磐道25・29		156	○		大木10式古段階	常磐道34	
71			縄文時代中期後葉から末葉	常磐道29		158	○	地床炉	大木10式古段階	常磐道34	
74a			大木10式期	常磐道29		159			縄文時代中期末葉	常磐道34	
74b			縄文時代中期末頃	常磐道29		162	○		大木10式古段階	常磐道34	
75			大木10式期	常磐道29		164		床面埋設土器	大木10式古段階	常磐道34	

竪穴住居跡の生活空間については水野正好、田中信、金井安子などいくつかの研究がある。水野は東京都西秋留遺跡１号住居跡、長野県藤内遺跡９号住居跡、同県徳久利７号住居跡の例から、住居内の間取りを想定している。そして「出入口、作業場、炉辺という奥に連なる共通の場と、その左右や奥に設けられた居間」に分かれていたと仮定している。さらには、祭祀遺物の種別から、間取りの性的分割についても言及している(註12)。田中は石皿などの礫石器の出土状況から、男性と女性空間を分けている。さらに住居空間を同心円的に分割されるとし、炉を含む空間と含まない空間に分けられることも可能であると論じている(註13)。金井は「出入口と炉を結ぶ主軸によって左右に分割され、炉によって炉辺部（炉空間）と周辺部（非炉空間）、同時に前と奥に分割されるという構造をとるものが基本的なあり方」と考え、目に見えない間取りが意識されていたと推測している(註14)。

3　床面から読み取れること

遺構の状況について

縄文時代の竪穴住居の調査において住居構造を研究する材料としては、堆積土から得られる上屋構造に関する情報と、床面に残された各施設の遺構情報がある。この遺構情報には、住居跡床面から検出された主柱穴や壁柱穴、炉跡、周溝などの諸施設があげられる。

中期以降の竪穴住居跡には、床面上から柱穴や壁溝以外の様々な住居内施設が認められるようになる。複式炉をもつ住居跡の平面形は、円形または円形を基調とする形となる。複式炉の炉自体の構造や規模は、地域による差や時期差が認められ一様ではない。馬場前遺跡においても例外ではなく、表１のように埋設土器や地床炉、祭壇状の遺構などの施設が観察できた。

・住居内埋設土器をもつ住居跡：44・56b・77・81・111・164 号住居跡
・焼土集積をもつ住居跡　　：13・81 号住居跡
・祭壇状遺構をもつ住居跡　　：86・109・156a 号住居跡
・地床炉をもつ住居跡　　：40・43・52・53・95・106・115 a ・116・118・119・124・136・142・158 号住居跡

上記の内部施設は、すべての複式炉をもつ住居跡に普遍的に認められるものではなく、一部の住居跡に付設されるものであることから、そこに住まう「人」に特徴づけられている施設であると考えられる。これらの施設の存在によって、住居跡内部の生活空間が制約を受けると考えられる。

さらには、床面の硬化状況も確認できる住居跡が認められることがある。床面で認められる硬化範囲は、住居内において主な生活スペースとして利用された平面範囲であると認識されている。馬場前遺跡において床面硬化範囲が確認された遺構は、６・12・13・17・20・26・37・40・52・53・86・91・93・104・106・111・112・113・114・115a・116・117・118・119・120・124・133・142・145・154・156・158・162 号住居跡の 33 軒である。

遺物の出土状態について

床面より出土する遺物は、住居跡廃絶時の時期を特定することができる有用な資料であり、

住居機能時の一括資料または原位置(註15)を保っていた可能性が高い。そのため、床面出土資料の検討および出土位置の検討を行うことにより、当時の住居内の生活空間を解明できる材料となりうると想定した。さらには、廃絶時の住居内平面を検討することで、住居機能時の住居内空間を特定する一資料になるのではないかと考えた。

竪穴住居跡内における床面出土遺物の出土状況は、以下の３つの状況が想定される。これら遺物の出土状況のケースは、１軒の住居跡において１つのケースのみで完結するのではなく、複数のケースが存在することも仮定できる。床面に遺物が認められる状況としては、以下の３つを想定した。

Ａ：遺棄ケース…住居廃絶時に、住居跡内に残されたもの。

Ｂ：廃棄ケース…住居廃絶後に住居跡内に捨てられたもの。

Ｃ：流入ケース…住居外に捨てられた遺物が、自然または人為的に住居内に入り込んだもの。

Ａ:遺棄ケース　遺棄ケースとして認識できるものは、廃絶時に住居跡内に残されたもので、その住居に伴う遺物である。この遺棄ケースは、さらに３つに細分できる。１つ目は床面上や炉内に置かれたままの状態、または埋設された状態での出土である（Ａ―１）。この状態であれば原位置が保たれていると想定され、遺物は完形またはほぼ完形の資料が多い。例えば、不意の火災住居等であれば、火災時以前の遺物は使用時のまま遺存していると思われ、生活の状況を示している。また、重量のある石皿や台石などの礫石器などは、引っ越しなどの際には頻繁に移動させるのは困難であると思われることから、これらの遺物も原位置を保ち、生活空間の住まい方を示唆する資料と捉えることができる。

２つ目は壁面上の棚などに置かれていたり、柱や梁などを利用して吊るしたり掛けられたりしてあった遺物が、住居の倒壊や埋没とともに床面上に落下して見つかった状態である（Ａ－２）。このような状況であれば厳密な意味での原位置を保っているとは言えないものの、遺物の状態は完形またはほぼ完形の資料となるはずである。遺物が壁際で転がっている状況や、カゴや袋などに入れて垂れ下がっていた遺物が、床面上に落下するなどして一定のまとまりをもって出土したような事例があげられよう。

３つ目は、祭祀行為による遺棄がある（Ａ－３）。遺物の出土状況やその遺物自体に非日常的な意味が認められる場合である。例えば完形遺物が倒置された状態で出土した事例などがあげられよう。しかし、通常の廃棄行為と祭祀行為であるかどうかの認定は難しい。

Ｂ：廃棄ケース　廃棄ケースとしては住居の廃絶後、人為的に住居内に置かれたもので、出土する遺物はその住居に伴う遺物とは、限らない。遺物の出土位置は、床面上および堆積土内からの出土が想定される。床面上から出土した遺物の廃棄は、出土遺物の多数が割れて破片資料となっていることが多いこと。接合すると完形または完形に近い形になる遺物が多いことが指摘できる。廃棄ケースによる床面上の遺物は、概念上ではあり得る想定であるが、住居廃棄後に床面上には、堆積層が形成される可能性が非常に高いため、床面上に見られる遺物の廃棄例としては少ないであろう。

Ｃ：流入ケース　流入ケースは住居の周囲に廃棄されていた遺物が、自然的な作用により住

居内に入り込んだものである。流れ込みによる遺物は破片資料が多いと想定される。また、人為的に捨てられた場合には、破片資料となることが推測できる。流入するケースでは、出土する床面上の遺物は住居内に堆積する流入土のメカニズムから、床面上の出土遺物はほぼ認められないと推測する。そのため流入パターンについては、本論では想定しないことにする。

４　馬場前遺跡の調査事例

以下では遺構の状況と床面より出土した遺物の出土状況や位置を基に、住居内部の構造を馬場前遺跡における住居跡の事例を検討することで明らかにしていきたい。

馬場前遺跡では、１～３次調査合わせて 33 軒の竪穴住居跡で床面硬化状況が看取できた。その内、床面より遺物が出土した 13・37・40・86・106・111・113・115a・116・119・120・124・142・156a・158 号住居跡の 15 軒の竪穴住居跡の床面硬化範囲と床面上から出土する遺物の位置や状況を事例として検討する。

以下図１～４には、床面に認められた硬化範囲をもつ竪穴住居跡と床面出土遺物の位置関係を示した。網部で示した範囲は、床面に硬化部分が認められた範囲である。硬化範囲が認められた遺構の多くでは、複式炉と主柱穴を結んだ範囲において床面の硬化範囲が観察できた。主柱穴と壁際の床面範囲には、硬化範囲が認められなかった住居跡が多い。なお、遺構図はすべて図版上が北である。

（１）床面に硬化範囲の認められた住居跡（37・113・120 号住居跡）

図１には床面に硬化範囲のみが認められる住居跡を集めた。硬化範囲は、複式炉と柱穴を含めた床面中央部に円形または方形に認められている。非硬化範囲は、硬化範囲の外側を囲むようにドーナツ状に観察できた。出入口施設は、壁面部分まで硬化範囲が認められている住居跡が認められないため、非硬化範囲が狭まる部分に造られていたと想定している。37・113 号住居跡では、住居跡南壁際で非硬化範囲が狭くなることから複式炉前庭部側に出入口を想定している。120 号住居跡では北壁際の一部で硬化範囲が部分的に広がり、非硬化範囲が狭まることから、この部分に出入口施設が設けられた可能性が高い。

遺物の出土状況としては、３軒ともに床面上より礫石器が出土している。37・120 号住居跡の礫石器は、硬化範囲と非硬化範囲の境に並べ置かれている状況が見て取れる。113 号住居跡の南東床面上と 120 号住居跡の南西床面上の非硬化範囲から、礫石器が出土している。さらに 113 号住居跡床面の南壁際には、剥片石器が集まって出土している。報告書では出土状況に触れていないが、馬場前遺跡 86 号住居跡に見られたように、柱に吊るされていた袋状の入れ物が落下して、出土した状態と考えられる。このことからＡ―２に想定できるのではないかと考えられる。

床面上から出土した遺物は、主に礫石器が中心である。さらに、硬化範囲境を意識して置かれている状況が認められていることから、使用時の状況を表していると思われる。これらは、床面上に遺棄されている遺物と推測した。

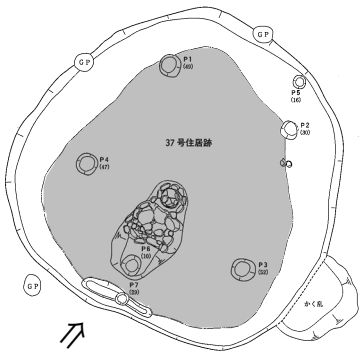

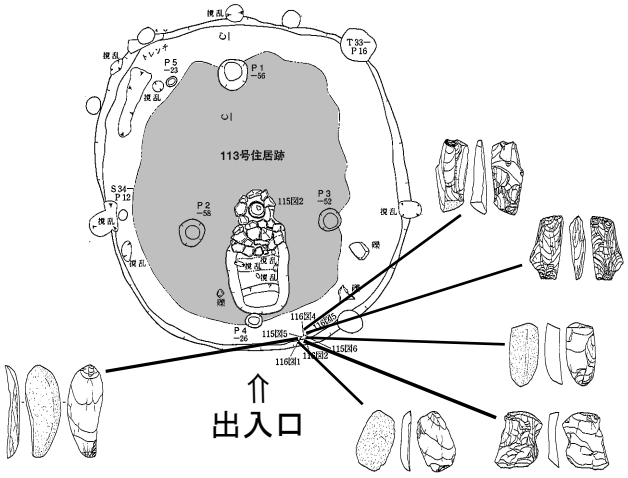

37 号住居跡　　113 号住居跡

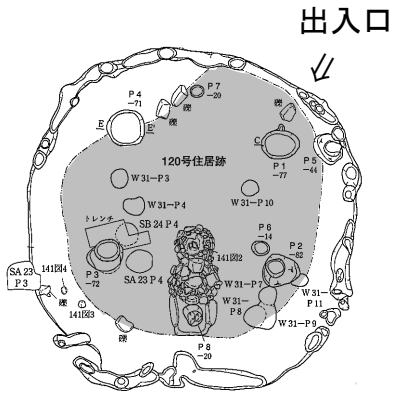

120 号住居跡

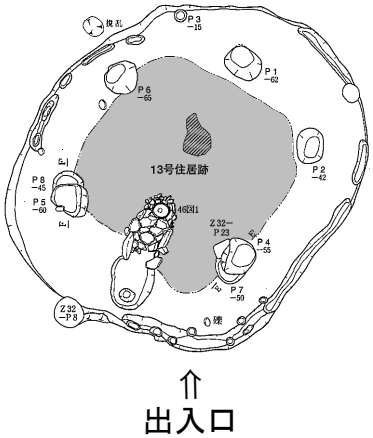

13 号住居跡

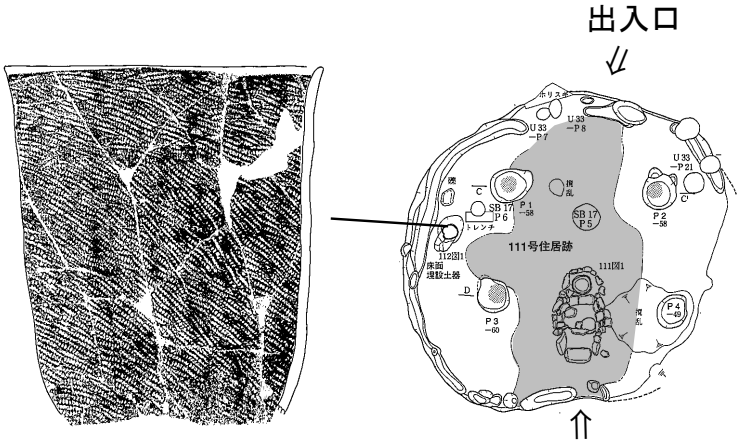

111 号住居跡

0　5m　(1/120)　〈遺構〉　0　10cm　(1/4)　〈113 号住居跡石器〉　0　20cm　(1/8)　〈111 号住居跡埋設土器〉

図１　硬化範囲、焼土集積遺構、埋設土器が認められた住居跡

（２）焼土集積遺構と硬化面をもつ住居跡（13 号住居跡）

硬化範囲は５の主柱穴で囲むように、床面中央部に認められた。硬化範囲の外側の壁面際には、ドーナツ状の非硬化範囲がある。複式炉と４号柱穴間には、硬化範囲が一部南東方向にのびている部分が観察される。この南壁の一部に出入口施設が造られていたと想定される。

複式炉の主軸線上の床面中央には、焼土の集積が認められた。この焼土は床面上に燃焼面が認められないことから、炉を模して焼土を集積したものと考えている。なぜ、炉を模すのかについては、屋内祭祀の可能性も想定されるが本論の主題とは外れるため、ここでは検討をしないこととする。

（３）住居内埋設土器と硬化面をもつ住居跡（111 号住居跡）

111 号住居跡床面には、埋設土器が認められた。埋設土器は斜位に埋設され、床面西側中央部に位置する。能登谷宣康は飯館村上ノ台遺跡竪穴住居跡例より、埋設土器や配石遺構は、屋内祭祀に関わる施設として考察を行ている（註 16）。

111 号住居跡の硬化範囲は複式炉の主軸線を中心とした４本の主柱穴よりも、内側の床面中央部に認められた。硬化範囲は、北壁・南壁の一部に接していることから、南北壁のいずれかが出入口施設と想定できる。非硬化範囲は東西壁際に観察できた。土器が埋設されている場所は、非硬化範囲に位置する。１・３号柱穴間においては硬化範囲が突き出たように認められ、埋設土器手前までのびていることが観察された。このことから、埋設土器が何らかの施設として、頻繁に利用されていたことの傍証となるであろう。

（４）祭壇状遺構と硬化面をもつ住居跡（86 号住居跡）

図２には祭壇状遺構をもつ 86 号住居跡を掲載した。86 号住居跡の硬化範囲は、複式炉と５本の主柱穴で囲まれた床面中央部で硬化が認められた。複式炉の対角にある３号柱穴の北側には、祭壇状の遺構が位置する。硬化面は、祭壇状遺構の立ち上がり際まで確認できた。主柱穴から壁面にかけての範囲では、硬化範囲が確認できなかった。

床面上から出土した遺物は、各主柱穴の周囲、祭壇状遺構近く、硬化範囲と非硬化範囲の境付近に位置する。床面上からは礫石器が多く認められた。口縁部をわずかに欠いた土器１は、祭壇状遺構南西の硬化範囲と非硬化範囲の境から横倒しの状態で出土した。土器２～４は祭壇状遺構と３号柱穴南から、細かい破片資料として出土した。土器５は１号柱穴南に接して破片資料として出土している。土器６は口縁部から胴部上半のみの資料で、土器１南から口縁部を床面に置いた倒置状態で出土した。報告書の事実記載において、これら床面上からの出土遺物はすべて廃棄された遺物であると推測した。土器２～５においては、破片資料であることもあり廃棄されたものと想定している。しかし、土器１と石器１～５は硬化範囲と非硬化範囲の境近くより出土していることから、必ずしも廃棄されたものではなく、本住居で用いられそのまま遺棄された遺物とも想定することができる。現時点では、土器１と石器１～５は、Ａ－１と判断している。

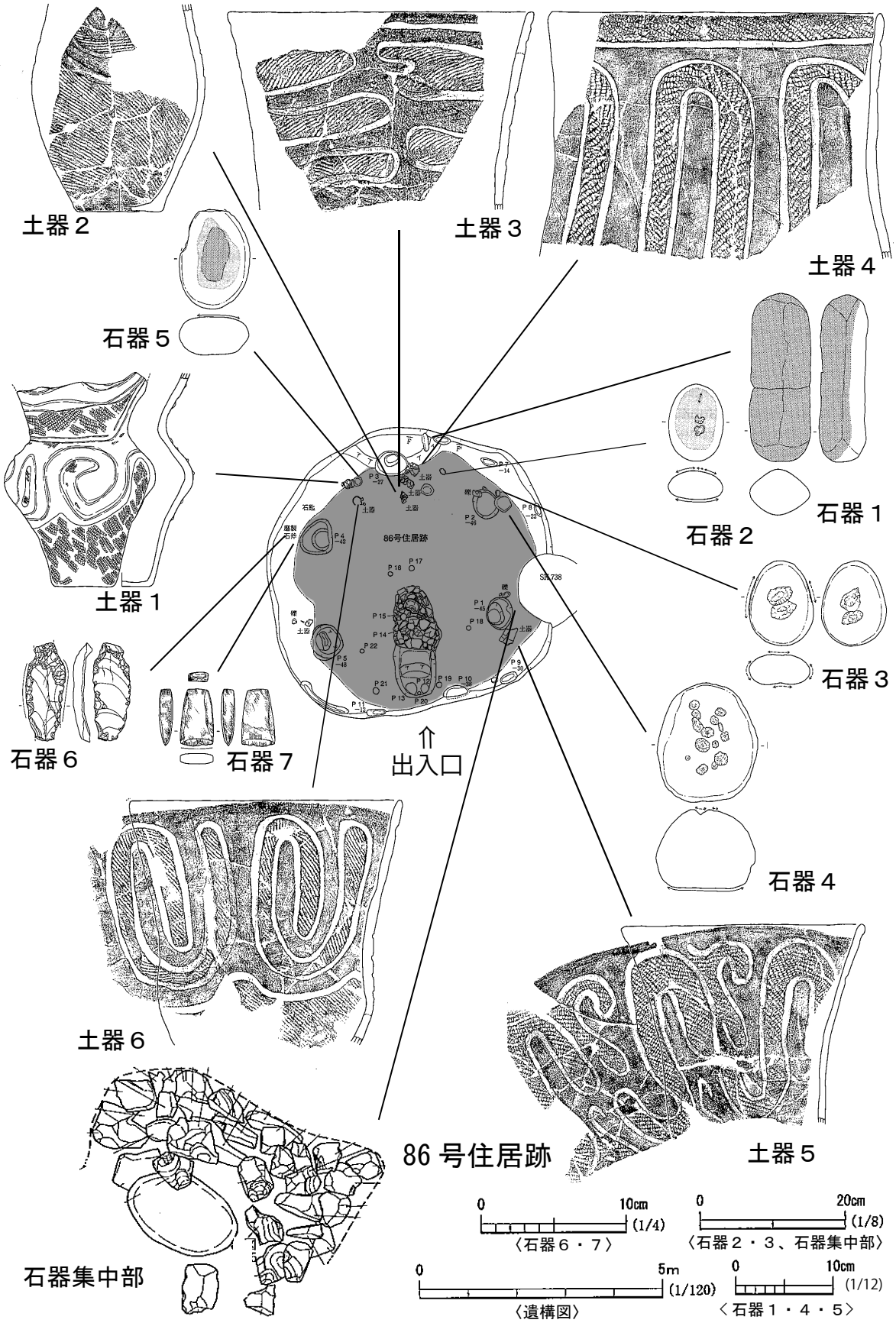

図２　祭壇状遺構が認められた住居跡

４号柱穴の北には石匙と小型磨製石斧が近接して出土している。また、１号柱穴の東からは34点の剥片や石核と磨石１点が重なって出土した石器集中部が認められた。この石器集中部は、出土状況から袋状の入れ物に納められていたと想定している。この状況から、１・４号柱穴近くから出土した石器類は、袋などに収納されて柱などに吊るされていたが、住居の埋没とともに床面に落下したと想定した。これは、Ａ－２のケースである。

本住居跡の複式炉は前庭部を有する炉で、１・５柱穴と複式炉を含めて壁際まで硬化範囲が観察できたことから、複式炉前庭部東の10号柱穴付近が出入口と判断できる。祭壇状遺構は、出入口・複式炉の対角に位置し、一段高く掘り残して形成されている。

（５）地床炉と硬化面をもつ住居跡（40・106・115 a ・116・119・124・158号住居跡）

図３・４には複式炉の他に、床面上に地床炉をもつ住居跡を掲載した。地床炉は複式炉の長軸線上の床面中央付近に存在する。40・115 a ・116・119・142号住居跡は１基、106号住居跡には複式炉の長軸線上に２基が認められる。115 a 号住居跡では、複式炉・地床炉・階段状遺構が住居跡中央線上に位置する。142号住居跡の床面中央部には地床炉、西壁際には立石状の置石が位置する。複式炉・地床炉・置石は中央線上に並んで位置している。

硬化範囲は、複式炉と主柱穴で囲まれる床面中央に認められる。106・119・124号住居跡の硬化範囲は、壁面に接していない。これら住居跡の非硬化範囲は、硬化範囲を囲むようにドーナツ状に観察できる。106号住居跡では、南壁際に５・14号小穴が位置することから、複式炉の前庭部付近に出入口が存在したと考えられる。116号住居跡の出入口施設としては、複式炉の前庭部が想定できる。115 a ・116・142号住居跡の硬化範囲は、壁面と接している部分が認められた。115 a 号住居跡複式炉対角の北壁際の硬化範囲と壁面が接している部分には、階段状遺構が位置する。階段状遺構は、床面上に褐色土と黄褐色土の混土によって造られた２段の段差のある構造物である。非硬化範囲は、階段状遺構を除く主柱穴の外側から、壁面までの範囲で観察された。壁面と硬化範囲が接している住居跡北側の階段状遺構が、出入口と判断できる。116号住居跡の硬化範囲は、北壁・南壁の一部で接している。出入口施設は、南北壁のいずれかと考えられる。142号住居跡における硬化範囲の東西は住居跡東壁と西壁と接している。このことから、出入口は東西壁のいずれかに設置されていたものと考えられる。南壁と北壁際に沿うように、非硬化範囲が観察できた。北壁際の非硬化範囲は、南壁際の非硬化範囲に比べてやや広い空間が存在する。

遺物の出土位置や状況は、各住居跡によって異なる。106号住居跡には、３号柱穴周囲や硬化範囲境に礫石器が認められる。土器は硬化範囲と非硬化範囲に認められるが、いずれも破片であることから、廃棄された土器と想定している。115 a 号住居跡では、床面から石皿・台石類６点、磨石類１点が出土している。床面上より土器の出土はなかった。床面西の硬化範囲と非硬化範囲との境界には、礫が確認できた。石１の石皿や礫石器などは３号柱穴周囲から認められた。これら硬化範囲境から出土した礫石器は、遺棄された遺物と想定できる。116号住居跡の礫石器は、硬化範囲と非硬化範囲境に認められた。119号住居跡床面からの出土遺物は、

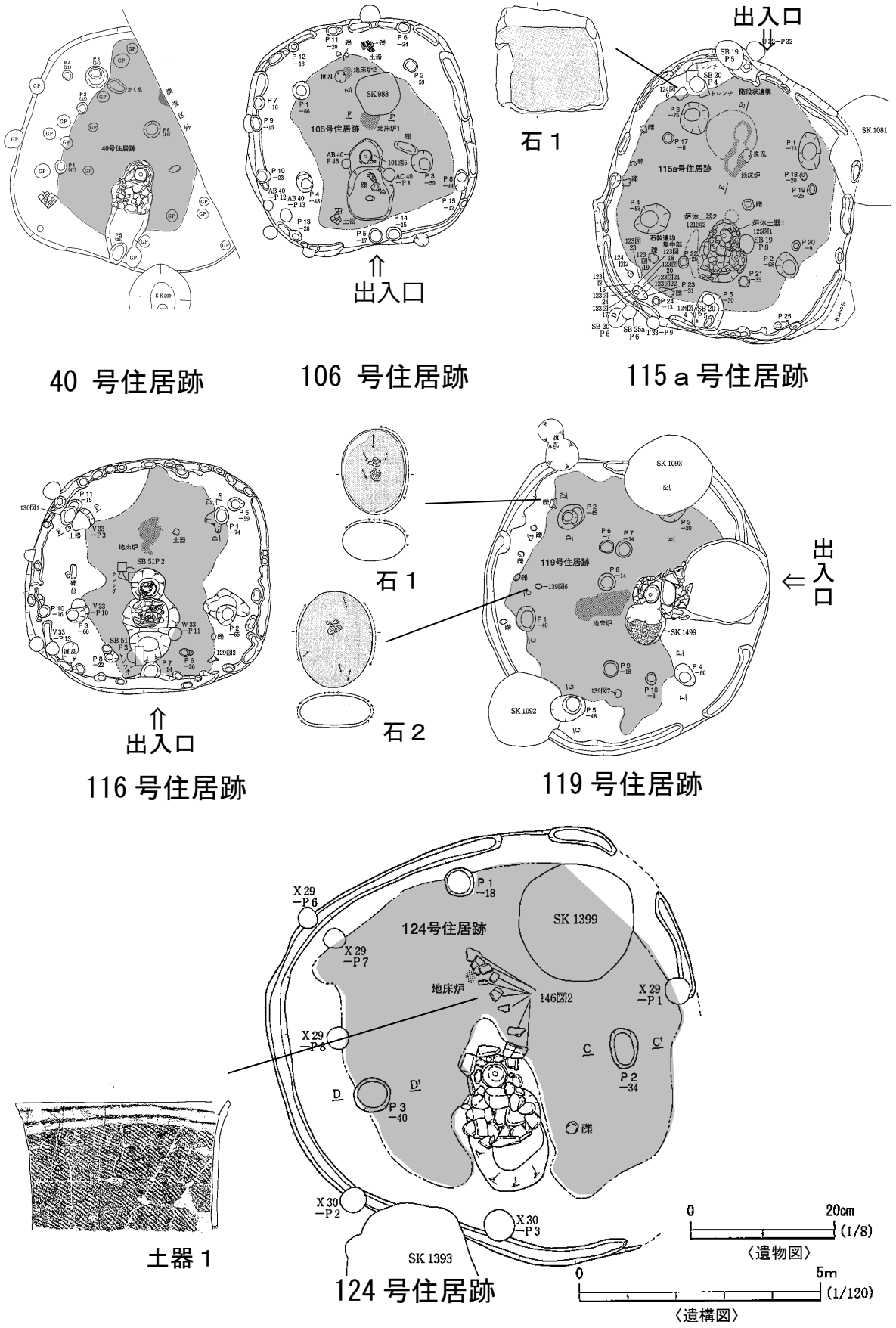

図３　地床炉が認められた住居（１）

出入口と想定される複式炉前庭部の対角にある西側床面上の硬化範囲と非硬化範囲の境より出土している。調査者はこれらの礫を「意識的にＴ字状に並べられた状態」と報告しているが、判然としない。住居跡廃棄時に、硬化範囲と非硬化範囲の境に偶然に礫を並べたということなのであろうか。これらの礫石器は、使用時のまま遺棄されていると推測している。つまり、使用時の生活の状況を示していると考えた。124 号住居跡の床面出土遺物である土器１は、床面中央の地床炉上より出土している。破片資料であることから、廃棄された土器であると考えられる。142 号住居跡の床面上からは縄文土器片や石器類が出土している。複式炉の対角に位置する２号柱穴・９号小穴周囲、地床炉周囲、住居北側の硬化面と非硬化面境近くより出土している。２号柱穴と９号小穴の間には、置石（立石）が位置する。置石の南からは、倒置された状態の土器１が完形品で出土した。報告によると「口縁部を床面に密着させて、伏せた状態で出土」している。９号小穴底面からは、磨石類が出土している。報告者は９号小穴の機能は柱穴跡ではなく、祭祀的な役割を担っていた小穴と想定している。住居北西部の硬化範囲と非硬化範囲境の床面上には、倒置された状態で土器２も出土している。土器２は、口縁部から胴部上半まで遺存する。土器１と同様に口縁部を床面に密着した状況であった。土器１・２は出土位置や倒置された状況で出土したことから、Ａ－３の祭祀行為による遺棄の可能性が高い。土器３は住居北の硬化範囲と非硬化範囲境の床面上から出土する。土器４は地床炉上から出土した。土器３・４ともに破片資料であることから、廃棄された遺物の可能性を考えている。本住居跡では、祭祀による遺棄行為と廃棄行為による遺物の出土状況が認められた。しかし、祭祀行為による出土遺物であるのか、廃棄遺物であるのかの判断は非常に難しい。

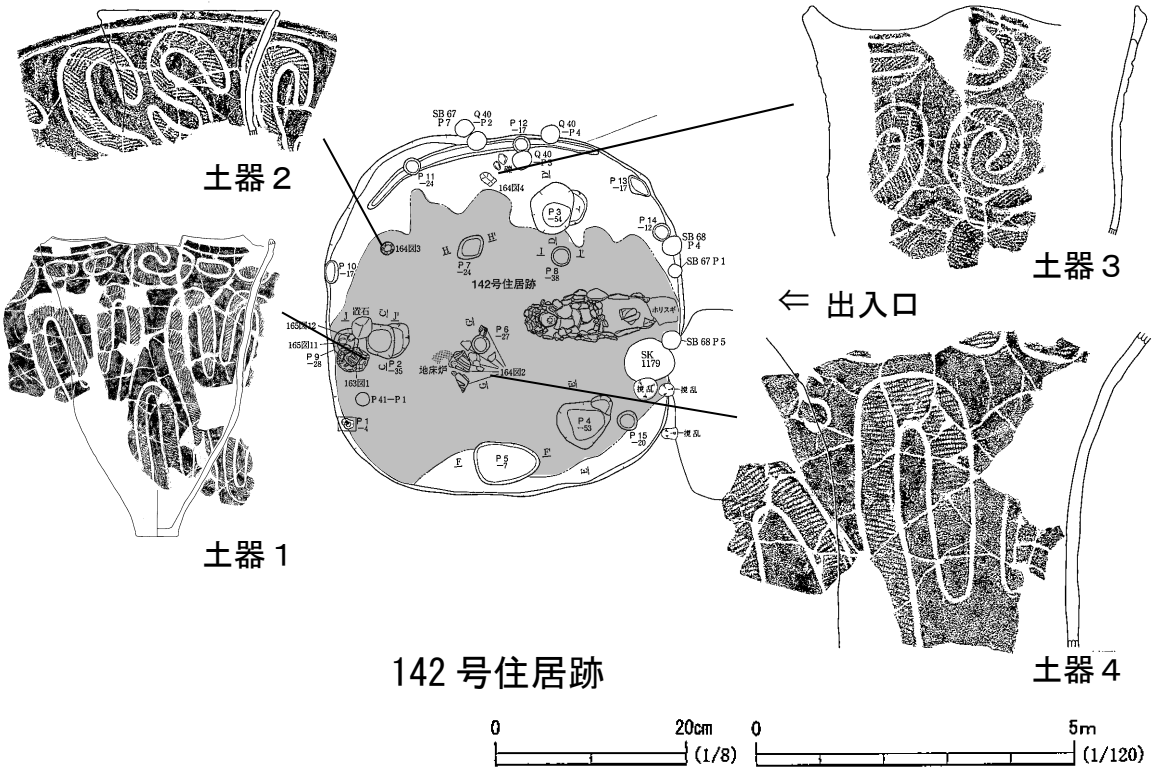

図４　地床炉が認められた住居（２）

5　まほろんでの実例

ここでは、まほろん復元住居跡を資料として、竪穴住居内の空間利用や床面硬化状況などを参考資料として提示する。

まほろんでは磐梯町法正尻 66 号竪穴住居跡を復元し、屋外展示施設として展示活用している。原寸大模型である展示品であり、体験学習で利用されている。本住居跡の復元案の概要については、『まほろん年報 2001』(註 17) に記載されている。福島雅儀は当復元住居について、さらに詳細に検討を加えている(註 18)。その論の中で福島は竪穴住居跡の柱穴と外形の関係、さらには入り口と周壁の構造が推定復元のための重要な要素であると論じた。

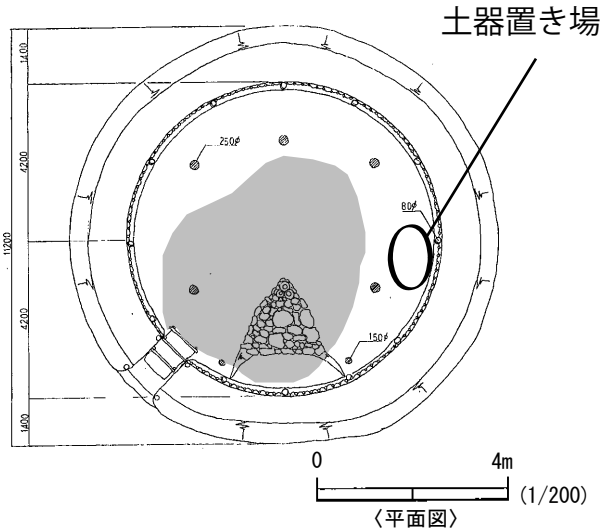

図５　まほろん復元住居と硬化範囲

まほろん復元住居内には実際に来館者が入ることができ、来館者自身が縄文人となって縄文時代の雰囲気を体感することができる。来館者には人気の展示施設であり、復元住居内で縄文時代の住居や生活の解説を行っている。子供たちとって、住居内の臭いや明るさなどを体感しながら行う展示施設での解説は、五感を十分に使って学ぶ貴重な体験となっている。

写真１・２は、復元住居の内部の様子である。床面中央は、来館者が住居内に入って見学できるように大きく開放している。復元住居内部は薄暗く、出入口からの自然光が住居内を照らすことにより、室内における頼りとなる。これらの要因により、中央部の床面中央を中心として図５のように硬化範囲が確認できた。硬化範囲は出入口から柱穴手前までの床面中央と複式炉の前庭部に認められる。住居内の壁際床面上の非硬化範囲には、復元した深鉢型土器が置かれている。また、周堤壁上には棚状の施設が確保されている。復元住居では、そこに複式炉で使用する薪が置かれている。

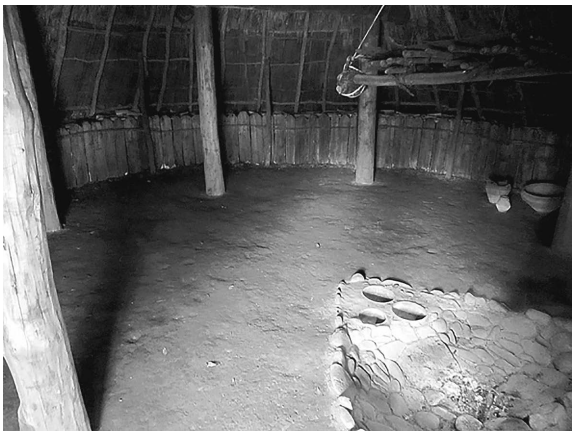

写真１　入口から奥壁を見る

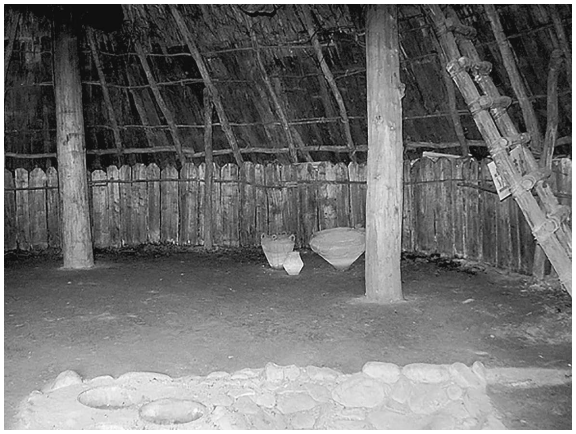

写真２　壁面際の利用例

このように、まほろんでの復元住居跡の壁際空間の利用法は、人間が移動する空間ではなく、モノを置く場所として利用されている。さらに床面状況の比較として、床面中央部には硬く締った状態になっている硬化範囲が、壁面際には非硬化範囲が観察された(註19)。発掘調査の竪穴住居跡の床面で言うところの、硬化面である。

6　生活空間と住まい方

竪穴住居跡に住んでいた人々は、現在の住居と比べてそれほど変わらない日常生活が行われていたと想定される。住居跡の利用法としては雨風または暑い日差しを凌ぎ、虫や動物からの攻撃から身を守る働きも重要な要素である。

竪穴住居跡の住まい方を考えるには、住居の構造を考慮に入れなければならない。柱列配置や炉、周溝などが生活空間を規制する要素となる。これまでの屋内空間に関する論稿(註12～14)は、一般的な住居跡を想定してまとめられていた。複式炉をもつ住居跡では、炉に特徴があり、やや様相が異なる。壁から中央に向かってのびる住居跡の半径ほどの巨大な炉が床面を占拠する。このことは、複式炉が住居内において何らかの重要な意味を与えられていたことに起因していると考えられ、複式炉の機能についてこれまで数多く研究されている。複式炉の機能としては、実用的な炉としての機能(註20)と祭祀的な炉の機能(註21)があげられている。実用的な複式炉の機能としては、通常の炉としての役割(註22)の他に、トチの実のアク抜きの用途(註23)があげられている。祭祀的な機能としての複式炉の利用法としては、火の神に対する祭祀的役割を果たした炉と考えられている。複式炉をもつ住居の屋内空間の利用を考えるにあたり、これら複式炉の機能及び複式炉の付設される位置が重要視されるであろう。

馬場前遺跡の事例検討の中で、ある特徴が看取できた。本論において、床面に観察できた硬化面から出入口を想定した。また、硬化した範囲と床面に遺棄された遺物の位置から、主に利用された生活範囲を特定した。硬化範囲は主柱穴で囲まれる床面中央部に認められた。この床面中央部に硬化面が形成される理由として、複式炉の位置が要因となると考えた。複式炉は、中央に位置する一般的な炉より壁面近くに位置することから、床面の中央部に大きな空間を設けることが可能になったと考えられる。その結果として、大きな硬化面が認められたということであろう。

硬化範囲の外側である主柱穴の外側から壁際にかけての範囲には、硬化していない（弱い）非硬化面が観察できた。非硬化範囲の利用法に関して、床面遺物の出土状況やまほろんでの復元住居の使用例から、モノ置き場としての利用法が想定される。その他の非硬化範囲の利用法として、就寝する空間利用が考えられる。就寝することは人間が必ず行う日常的な行為であるが、資料は残らず考古学的に実証するのは困難な行為である。しかし近年、縄文時代中期以降にベッド状遺構(註24)と推測される施設が見つかっている。このベッド状遺構とされた施設は、床面の柱穴から壁際間において、わずかな高まりとして観察できる。馬場前遺跡においてもベッド状の遺構と考えられる施設が、107号住居跡において記録されている。報告時には、107号住居跡の一段高くなる南西壁際の床面を住居拡張時の増築部分と判断し報告を行った。

柱穴の位置から住居拡張による高まりとは考えにくいと今は思っている。壁際に高まりをもつ例は、県内においては郡山市一ツ松遺跡 30 号住居跡(註 25)、福島市和台遺跡 89 号住居跡(註 26)がある。ベッド状遺構の認められる位置が、非硬化範囲とほぼ重なる点は重要である。

また、複式炉の主軸線上には、大きな意味を見出すことができた。図６には複式炉をもつ住居跡の空間利用概念図を示した。床面の中央部には硬化範囲が観察できる遺構が多く、常時生活する範囲であったと想定できる。硬化範囲を囲むように壁際には、非硬化範囲があり、大きく２つの空間分割が想定できるのである。さらに複式炉の主軸上には、出入口施設や祭壇状遺構、立石、地床炉などが主に配置され、住居内の主要な空間としての認識があったものと考えられる。祭壇状遺構や立石は、祭祀的な施設であると考えられる。

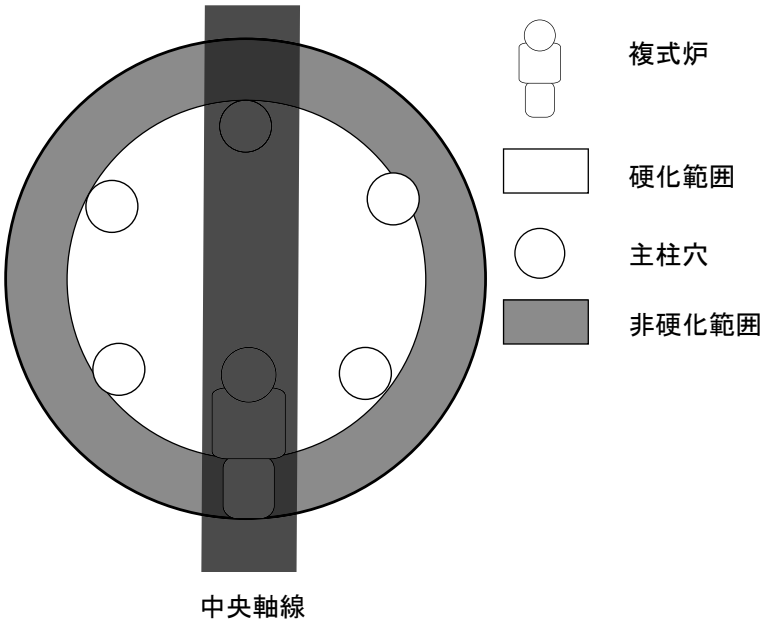

図６　複式炉を持つ住居跡の空間概念図

７　ま と め

本論では、床面の硬化状況や床面上より原位置にて出土した遺物の出土状態から、住居内における生活空間の平面的活用を推測することができるのではないかと考えた。

複式炉をもつ住居では硬化面が床面中央に認められ、床面中央が主となる生活空間であることを想定した。硬化範囲の空間は、常時歩くことで踏み締まった居間空間と考えられ、さらには複式炉が含まれることから台所空間である。これらのことから、硬化範囲空間は現代で言うところのリビング・ダイニング・キッチンであろう。非硬化範囲の機能としては、物置空間、さらには就寝する空間であると推定した。

硬化範囲と非硬化範囲の違いから、明らかな空間利用の差を見出し、出入口や居間・台所・寝所の位置などを想定した。どのような活動が行われていたのか、日常の食生活が行われていたのかなどの具体的な事象については、詳細にできなかった。これには現代に生きる私たちの常識のみでは想像できるものではなく、民族誌的な研究手法の手助が必要になるであろう。本論では、紙幅の制約や力量不足により、民族学的な空間利用(註 27)にまでは、踏み込むことはできなかった。

本文の構成が帰納法的になってしまい、ややまとまりがなくなってしまった。最後になるが、調査時にはよく観察し記録することの重要性を再認識した。本稿を記すにあたっては、再

度当時の図面を閲覧して確認している(註28)。

馬場前遺跡の調査では、できるだけ多くの情報を得ようと遺物の出土状況や床面の状態などを記録した思い出がよみがえる。現在は避難指示解除準備区域（平成26年３月31日現在）となっている楢葉町が、かつての楢葉町を取り戻せるように祈念して擱筆する。

＜註＞

（註１）能登谷宣康・阿部知己　2001　「馬場前遺跡〈１次調査〉」『常磐自動車道遺跡調査報告25第378集』福島県教育委員会
吉野滋夫・阿部知己　2002「馬場前遺跡〈２次調査〉」『常磐自動車道遺跡調査報告29　第388集』福島県教育委員会
福島雅義・能登谷宣康・三浦武司ほか　2003　「馬場前遺跡〈２・３次調査〉」『常磐自動車道遺跡調査報告34　第398集』福島県教育委員会

（註２）日本考古学協会編　1949　『登呂』
関野　克　1947　「登呂遺跡の住居址雑考」『考古学雑誌』第34巻第11号
関野　克　1951　「登呂の住居址による原始住家の創造復元」『建築雑誌』№.774

（註３）梅宮　茂　1960　「飯野白山住居跡調査報告」『福島県文化財調査報告　第８集』福島県教育委員会

（註４）黒吉明ほか　1976　「岩淵遺跡」『福島大学考古学研究会発掘調査報告　第２冊』福島大学考古学研究会

（註５）森　幸彦　1985　『84年度　塩沢上原Ａ遺跡発掘調査概報』福島県文化センター

（註６）松本　茂・山岸英夫ほか　「法正尻遺跡」『福島県文化財調査報告　第243集』福島県教育委員会

（註７）福島県文化財センター白河館　2001　「事業概要」『年報2001』

（註８）一戸町教育委員会　2004　『御所野遺跡環境整備事業報告Ⅰ　一戸町文化財調査報告書第50集』

（註９）西村博幸　1999　「福島県福島市宮畑遺跡」『月刊考古学ジャーナル』№.447
斉藤義弘　梅宮薫　高橋一征　2002　『宮畑遺跡確認調査概報』福島市振興公社

（註10）森　幸彦　1993　「複式炉小考」『論集しのぶ考古』

（註11）坂田由紀子　2003　「複式炉を伴う竪穴住居の規格」『福島県文化財センター白河館研究紀要2002』

（註12）水野正好　1969　「縄文時代集落研究への基礎的操作」『古代文化』第21巻第３・４号

（註13）田中　信　1985　「住居空間分割に関する一試論」『土曜考古』第10号

（註14）金井安子　1993　「竪穴住居の間取り」『季刊考古学』第44号

（註15）住居廃棄時の床面遺物、遺物が本来使用された状態のまま出土した状態つまり原位置での状況が非常に重要な要素となる。麻生優は1969年に「「原位置」論序説」『上代文化38輯』を発表した。その中で、「ものの出方、出てくる状態、つまり原位置は大変重要である」、さらには「遺物の出土状態をよく記録することである」と記している。1975年には「「原位置」論の現代的意義」『物質文化24』を発表した。「原位置の意義は、考古学的出土状態から直接的判断することは非常に難しく、ましてや考古学的出土遺物からも、そくざに判断しにくい。」「その道具が本来使用された状態のまま出てくれば、大変好都合で、原位置としては本来の狭い意味での使用法となるのである。」「遺跡研究では、その住居をどのように使用していたか、また人々がどのような生活をしていたかが、もっとも重要である。」と論じた。

（註16）能登谷宣康　1993　「縄文時代中期末葉の竪穴住居跡にみられる特殊施設　－相馬郡飯館村大倉字上ノ台地区の屋内祭祀－」『論集しのぶ考古』

（註17）前掲（註７）と同じ。

（註18）福島雅儀　2005　「復元的視点による竪穴住居跡の発掘調査」『福島県文化財センター白河館研究紀要2004』

（註19）図５のまほろん復元住居の硬化範囲は、筆者が実測・記録を行った。

(註 20) 複式炉の実用的な機能を論じたものには、以下のものがある。
目黒吉明　1969　『上原遺跡概報』二本松市教育委員会
目黒吉明ほか　1975　「岩淵遺跡」『福島大学考古学研究会発掘調査報告書　第２冊』福島大学考古学研究会
丹羽　茂　1974　「福島県における縄文時代中期の住居・集落研究の現状と問題点」『福島考古』第 15 号

(註 21) 複式炉の祭祀的な炉の機能を論じたものには、以下のものがある。
梅宮　茂　1974　「複式炉文化論」『福島考古』第 15 号
日下部善己　1972　「縄文時代中期における社会の発展の契機に関する研究」『福島大学考古学研究会紀要　第２冊』

(註 22) 炉の機能としては、目黒吉明により食物の加工、冬季の暖房、照明、火に対する信仰施設、火気保有による獣からの護身、用具類作製のための熱加工があげられている。
目黒吉明　1982　「住居の炉」『縄文文化の研究８　社会・文化』雄山閣出版

(註 23) 渡辺誠　1984　『縄文時代の植物食』考古学選書 13　雄山閣出版

(註 24) 信濃川流域などの複式炉をもつ住居跡に認められるベッド状遺構の可能性を提起したい。

(註 25) 押山雄三ほか　1997　『一ツ松遺跡』郡山市教育委員会

(註 26) 西戸純一ほか　2003　『和台遺跡』飯野町教育委員会

(註 27) 大林太良、渡辺仁、武藤康弘などが民族的研究を通して住居空間の利用区分を推定している。以下のものがある。
大林太良　1971　「縄文時代の社会組織」『季刊人類学』２－２
渡辺　仁　1981　「竪穴住居の体系的分類、食物採集民の住居生態学的研究（１）」『北方文化研究』第 14 号
武藤康弘　1995　「民族誌からみた縄文時代の竪穴住居」『帝京大学山梨文化財研究所　研究報告第６集』

(註 29) まほろんでは申請することにより、収蔵資料の閲覧をすることが可能である。

【挿図出典】
図１～３…註１文献より転載・加工して作成。
図４…註７文献より転載・加工して作成。
図５…筆者作成。
【写真出典】
写真１・２…筆者撮影。